

番号	問い	答え	キーワード
Ⅲ 温室効果ガス排出削減の取組			
【基本1. 放牧の実施】			
問23	酪農・肉用牛経営者間で預託する場合、預託先、預託元のどちらの取組としてカウントすればいいですか。	どちらの取組とするか選択が可能ですが、預託管理台帳、契約書等による確認を行い、取組が重複しないように管理する必要があります。	預託
問24	乳用牛の育成農家が、放牧の取組を行う場合、放牧日数は1頭当たり何日必要となりますか。	搾乳牛がおらず乳用育成牛のみを飼養する経営者は、肉用牛経営者と同じ扱いとして事業に参加するため、放牧に取り組む場合は1頭当たり120日以上放牧を実施する必要があります。	乳用育成牛
問25	乳用後継牛について、預託と自家育成の両方を行っている場合は、放牧対象牛はどのようになりますか。	預託した育成牛及び自身が飼養している育成牛の合計頭数が放牧対象牛となります。放牧の取組は、預託放牧と自家放牧を組み合わせ実施することが可能です。	放牧対象牛
問26	放牧について、乳用後継牛を預託する場合の放牧面積は、交付対象面積となりますか。	交付対象面積に預託先の放牧面積を含むことはできません。	預託
【基本2. 飼料作物の不耕起栽培】			
問27	1作目を収穫した後に2作目で不耕起栽培した場合も取組として認められますか。	2作目で不耕起栽培を実施した場合には、2作目の面積が取組として認められます。	不耕起栽培要件
問28	「簡易更新」の方法に制限がありますか。	播種牧草の発芽・定着を図るために、簡易な土壌処理等をして播種する方法です。表層攪拌法や作溝法、不耕起法など様々な方法があるため、普及センターの指導やマニュアル等を参考に適切な方法で実施して下さい。	簡易更新
問29	前年の作物収穫後に耕起した場合、翌年度の取組メニューを不耕起栽培にすることは可能ですか。	前年に耕起した土地であっても、事業実施年度に耕起せずに飼料作物を作付け・収穫した後、翌年の作付けまで耕起しないことで不耕起栽培の取組とすることが可能です。	不耕起栽培時期
【基本3. 化学肥料利用量の削減】			
問30	牧草からデントコーンに更新する場合は草地更新として認められますか。	牧草からデントコーンに更新する場合は、草地更新となりません。デントコーンでの化学肥料削減の取組となります。	化学肥料の削減要件
【特認1. 国産副産物の利用促進】			
問31	不整形野菜については、農協等による共同選別集荷をしている耕種農家との契約ができないため、選果場から入手しても良いですか。	飼料に調製されたものでなければ、選果場や農協から入手しても問題ありません。一方で、飼料供給を業としている会社等からの飼料購入は対象外となります。	不整形野菜
問32	副産物の利用（飼料の原料）で稲わら、麦稈は対象となりますか。	稲わらや麦稈は、飼料として一般的に利用されているため対象外となります。	稲わら、麦稈
問33	国産副産物を土壌改良材として利用する場合、前年秋に土壌分析し、本年作付前に散布しても良いですか。	事業実施年度に散布できれば、取組として認められます。	取組時期
問34	副産物（飼料）を無料で提供を受ける場合は、取組の対象となりますか。	事業の取組として無償で提供を受けることは差し支えありません。	無償提供

番号	問い	答え	キーワード
【特認 2. スラリー等の土中施用】			
問35	スラリー等の散布の時期と作付けの関係はどうなりますか。	事業実施年度（単年度）内であれば、いつ散布しても問題ありませんが、スラリー等の散布による効果がある時期に散布して下さい。	取組時期
問36	スラリー等の土中施用の取組で鎮圧が必要とあるが、撒いた後にトラクターで踏むのは鎮圧とみなされますか。	鎮圧は、切り込み、散布したスラリーが表面に出ないようにするために行うものです。トラクターで踏まれるだけでは、スラリーを確実に土中に施用することはできず、表面に出てくる可能性があるため、鎮圧ではないと判断します。	鎮圧方法
【特認 3. 農薬使用量の削減】			
問37	「やむを得ず農薬を使用する場合」はどのようなことですか。	草地更新以外の理由で、①普及員、農協の指導員の助言等により、農薬を使用した場合、②予期せぬ害虫、雑草の大量発生等により農薬を使用した場合です。	農薬使用条件
問38	散布する面積を減らすことで3割以上削減としてもいいですか。	農薬を散布する面積を減らし、飼料作物作付延べ面積で農薬の使用量を3割以上削減することも可とします。	農薬散布面積
問39	無農薬栽培に取り組んでいる場合、慣行基準を確認する必要がありますか。	無農薬栽培の場合は3割以上削減していることは明らかであるため、慣行基準の提出や保存を省略しても構いません。	慣行基準
【特認 4. 草地のピンポイント更新技術の活用】			
問40	1 番草の時期に植生解析（センシング）し、2 番草を刈り取る前に、通常は牧草の全面積に追肥するが、植生解析により不足している部分に多めに施肥した場合、対象となりますか。	本事業の主旨は、温室効果ガス排出の削減であるため、「草地のピンポイント更新技術の活用」の取組においては、解析結果に基づいた必要箇所のみの施肥が対象となります。全面積に施肥する際に、必要箇所に多めに施肥した場合は、事業目的を鑑みると温室効果ガスを排出削減しているとは言えないため、取組として認められません。	全面施肥
問41	2 番草を刈り取った後に植生解析をし、追肥等を行うことは、草地のピンポイント更新技術の取組の対象となりますか。	2 番草収穫後に植生解析に基づく必要箇所の部分的な施肥を行った後、3 番草の収穫までを事業実施年度に実施した場合、または年度内に収穫を実施し翌年度の1 番草のために堆肥等を行わない場合は対象となります。	取組時期
【有機飼料の生産】			
問42	参加申込時は、JAS認証の申請中であり、年度内に認証取得予定の場合は交付対象となりますか。	年度内に認証が受けられれば交付対象となりますが、認証取得後、年度内に現地確認や交付申請を行う必要があります。	有機JAS認証
問43	有機飼料生産の取組で、以下の場合、事業に参加できますか。 【生産者①】 有機飼料の認証を受けており、飼料作物を栽培している 【生産者②】 生産者①の土地で放牧を行い、有機畜産の認証を受けている	生産者①が「有機飼料の生産」の取組で、事業に参加する場合、生産者②は「有機飼料の生産」の取組で参加することはできません。 また、生産者②が「放牧」に取り組むことは可能ですが、生産者①の土地面積を申請することはできません。	有機飼料生産取組の重複
IV その他			
問44	以下の場合、水田活用の直接支払い交付金と重複して受け取ることができますか。 (1) 酪農・肉用牛経営者が自分の土地で転作した場合 (2) 酪農・肉用牛経営者が耕種農家から作業を受託し転作した場合 (3) 酪農・肉用牛経営者が耕種農家との契約栽培により飼料の供給を受けた場合	(1) の場合、酪農・肉用牛経営者は、水活交付金とエコ畜交付金の両方を受け取ることができます。 (2) の場合、酪農・肉用牛経営者は、エコ畜交付金を受け取ることができます。 (3) の場合、耕種農家が水活交付金を受け取った面積については、酪農・肉用牛経営者のエコ畜交付金の対象面積から除外する必要があります。（契約栽培では、取組の実施は課されていないため）	水田活用の直接支払い